

知事の資産等報告書を9月24日から公開

■ 9月24日（木）から、西脇知事の資産等報告書を公開します。（今回で3回目）

1 閲覧の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年9月24日（木）から
午前9時から午後5時まで
※ ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までは閲覧できません
- (2) 場 所 京都府庁旧本館1階 府政情報センター

2 閲覧できる報告書及びその内容

資産等報告書：知事の任期開始の日（令和8年4月16日）において有する資産等（根拠条例「政治倫理の確立のための京都府知事の資産等の公開に関する条例」）

3 その他

- ・「政治倫理の確立のための京都府知事の資産等の公開に関する条例施行規則」の規定により、令和4年7月25日付けで作成した資産等報告書を訂正しました。
- ・土地の「固定資産税の課税標準額」について、固定資産税の納税通知書に記載された「課税標準額」を転記すべきところ、「固定本則課税標準額」を転記していたことが判明したため、訂正したものです。
- ・訂正届及び訂正した資産等報告書については、9月16日（水）から府政情報センター（京都府庁旧本館1階）において公開します。

【本報道発表に関するお問合せ】

総務部 理事（総務調整課長事務取扱） 森田 TEL 075-414-4025

